

正月休みに、いわゆるギグ・エコノミーの拡大に対する先進諸国課税当局の対応や考え方を調べてみたのだが、いろいろ興味深いことがわかった。わが国の今後の税制を考える上で参考になるのは、ギグ・エコノミーを形成する（一定規模以上の）プラットフォームに源泉徴収義務を課す制度の導入である。その理由は、タックスコンプライアンスを向上させタックス・ギャップを解消したいという当局側の事情に加えて、プラットフォーム経由で働くギグ・ワーカー、納税者利便の向上のためということも挙げられている。

2019年のOECDペーパー（The Sharing and Gig Economy: Effective Taxation of Platform Sellers）は、シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーといった新たな経済の下で税制を効果的・効率的に執行していくために必要なこととして、納税者教育、公表データの活用、プラットフォームによる任意の情報提供、プラットフォームによる義務的情報提供、プラットフォームによる源泉徴収などの項目を挙げ、その順に検討を進めていくことを提言している。

米国ではギグ・エコノミーに対処するための議会スタッフによるペーパーが公表されているが、その中で、ギグ・ワーカーを、従業員・個人事業主と並ぶ第3のカテゴリー（Independent Worker）に位置づけ、彼らに従業員並みの社会保障や源泉徴収制度を適用しようという内容になっている。

背景には2019年のIRS報告書で、情報申告制度や源泉徴収制度の対象とならない納税者と対象となる納税者の過誤申告の割合を比べ、前者が55%であるのに対し後者の割合は1%とはるかに少なく、タックスコンプライアンスにおいて優れているという分析がある。

イギリスのOffice of Tax Simplificationは、ウーバーが運転手に支払をする際など、ネットベースでの源泉徴収制度の導入を検討している。ウーバーがドライバーの収入、ガソリン代、車の維持費と減価償却費を控除して源泉所得税を納付するシステムである。

エストニアは、ウーバーの運転手など個人事業者が国税当局に登録した銀行口座を開設し、その口座に振り込まれた収入の20%を銀行が源泉徴収し税務当局に納めれば本人は申告不要という簡素な方法を、自主申告制度との選択として導入している。

源泉徴収制度のメリットとして、当局には低コストで効果的にタックスコンプライアンスの向上が図れること、納税者にとって中間申告・予定納税が不要になること、巨大なプラットフォームはすでにフルタイム労働者の源泉徴収システムを有しており追加的なコストは多くないことなどが挙げられている。プラットフォーム企業にとっても、

労働者の税務リスクを軽減することで働く意欲が促進され、働く場として魅力的にするというメリットがあるとしている。

一方デメリットとして、税務署からの還付が生じかえって納税コストが上昇しかねないこと、納税者が多数のプラットフォームを使う場合には煩雑になることなどが挙げられている。

ギグ・エコノミーは、事業者・労務提供者・プラットフォームの三者からなり、情報や資金の結節点となるのはプラットフォームである。彼らは雇用と新たなビジネスを生む、「金の卵を産むガチョウ」である。うまく育成しつつ果実を経済全体で得ていくことが重要だ。そのためには、責任を自覚することも必要で、まずは巨大な利益を上げているプラットフォームから検討してはどうか。

連載

第155回

ギグ・エコノミーと源泉徴収制度

税制之理

ことわり

東京財団政策研究所研究主幹
森信茂樹
中央大学法科大学院特任教授